

千葉県報

号外
令和7年7月3日

主要目次

選挙管理委員会告示

- 参議院千葉県選出議員選挙における選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時
- 参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
- 参議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等の名称等の揭示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
- 参議院千葉県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所
- 参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の様式
- 参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における千葉県選挙管理委員会委員長の執務場所
- 各選挙長告示
- 参議院千葉県選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時
- 参議院千葉県選出議員選挙における選挙長の執務場所
- 各選挙分会長告示
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時
- 参議院比例代表選出議員選挙における千葉県選挙分会長の執務場所

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第三十四号

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙における選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

千葉県選挙管理委員会委員長

菊地

秀樹

一 選挙会

場所 千葉県庁本庁舎五階大会議室

日時 令和七年七月二十二日 午前九時
二 選挙分会

場所 千葉県庁本庁舎五階大会議室

日時 令和七年七月二十二日 午前九時

千葉県選挙管理委員会告示第三十五号

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項の規定による選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日

千葉県選挙管理委員会委員長

菊地

秀樹

一 参議院千葉県選出議員選挙

日時 令和七年七月四日 午後五時三十分

場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

二 参議院比例代表選出議員選挙

日時 令和七年七月四日 午後六時三十分

場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

千葉県選挙管理委員会告示第三十六号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定による投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所における参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の揭示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日

千葉県選挙管理委員会委員長

菊地

秀樹

一 日時 令和七年七月三日 午後六時

二 場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

千葉県選挙管理委員会告示第三十七号

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日

千葉県選挙管理委員会委員長

菊地

秀樹

一 日時 令和七年七月三日 午後五時三十分

二 場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

千葉県選挙管理委員会告示第三十八号

令和7年7月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和7年7月3日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

参議院千葉県選出議員選挙

令和7年執行
参議院千葉県選出議員選挙投票

千葉県選挙管理委員会之印

○注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

参議院比例代表選出議員選挙

令和7年執行
参議院比例代表選出議員選挙投票

千葉県選挙管理委員会之印

○注意

一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

候補者氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称

備考

- 1 白地に赤刷りとする。
2 点字投票用紙には「点字投票」と表示する。

備考

- 1 クリーム色地に黒刷りとする。
2 点字投票用紙には「点字投票」と表示する。

千葉県選挙管理委員会告示第三十九号

令和7年7月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和7年7月3日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹
千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和7年7月3日については、千葉県庁中庁舎十階大会議室とする。

各選挙長告示

参議院千葉県選出議員選挙選挙長告示第一号

令和7年7月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙における選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和7年7月3日

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会	令和7年7月17日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和7年7月17日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

参議院千葉県選出議員選挙選挙長告示第二号

令和7年7月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和7年7月3日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹
千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和7年7月3日については、千葉県庁中庁舎十階大会議室とする。

各 選 挙 分 会 長 告 示

参議院比例代表選出議員選挙千葉県選挙分会長告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

参議院比例代表選出議員選挙千葉県選挙分会長 岡 本 和 貴

一 場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

二 日時 令和七年七月十七日 午後五時五十分

参議院比例代表選出議員選挙千葉県選挙分会長告示第二号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日

参議院比例代表選出議員選挙千葉県選挙分会長 岡 本 和 貴

千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和七年七月三日については、千葉県庁中庁舎十階大会議室とする。

購読料

本号

一部

一一四

發行

者

葉市中央区市場町一番一號

千

葉

県

購読申込先

○四三(二二三) 二六五八